

## 第2回教育委員会定例会会議録

平成28年2月23日（火）

場所：国立市役所教育委員会室

出席委員	教 育 長	是 松 昭 一
	教 育 長 職 務 代 理 者	山 口 直 樹
	委 員	嵐 山 光 三 郎
	委 員	城 所 久 恵
	委 員	高 橋 宏
出席職員	教 育 次 長	宮 崎 宏 一
	教 育 総 務 課 長	川 島 慶 之
	教 育 指 導 支 援 課 長	金 子 真 吾
	指 導 担 当 課 長	市 川 晃 司
	生 涯 学 習 課 長	津 田 智 宏
	給 食 セ ン タ ー 所 長	本 多 孝 裕
	公 民 館 長	石 田 進
	図 書 館 長	尾 崎 清 美
	指 導 主 事	荒 西 岳 広
	指 導 主 事	植 木 淳

## 付 議 案 件

区 分	件 名	
	教育長報告	
議案第7号	平成28年度教育費予算案について	
議案第8号	国立市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則案について	
議案第9号	国立市立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則案について	
議案第10号	国立市就学援助費支給要綱の一部を改正する訓令案について	
議案第11号	国立市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する訓令案について	
議案第12号	くにたち市民芸術小ホール条例施行規則の一部を改正する規則案について	
議案第13号	くにたち郷土文化館条例施行規則の一部を改正する規則案について	
議案第14号	国立市古民家設置条例施行規則の一部を改正する規則案について	
議案第15号	教育費保護者負担軽減補助金交付要綱の一部を改正する訓令案について	
報 告 事 項	1) 平成28年度教育委員会各課の事業計画について（教育総務課、建築営繕課、教育指導支援課、生涯学習課、給食センター、公民館、図書館）	
	2) 市教委名義使用について（2件）	
	3) 要望書について（1件）	
議案第16号	臨時代理事項の報告及び承認について（校長、副校長の人事異動について）	当日配布
議案第17号	臨時代理事項の報告及び承認について（教職員の人事異動について）	当日配布

○【是松教育長】 それでは、皆さん、こんにちは。

教育委員各位におかれましては、平成 27 年度の第 3 回総合教育会議へのご出席、まことにお疲れさまでございました。

また、傍聴者の方は引き続いての傍聴をされている方もいらっしゃるようです。ありがとうございます。本日もよろしくお願いいたします。

それでは、これから平成 28 年第 2 回教育委員会定例会を開催いたします。

本日の会議録署名委員を嵐山委員にお願いいたします。よろしいでしょうか。

○【嵐山委員】 はい。

○【是松教育長】 よろしくお願いたします。

それでは、本日の審議案件のうち、議案第 16 号、校長、副校長の人事異動についての臨時代理事項の報告と承認についてと、議案第 17 号、教職員の人事異動についての臨時代理事項の報告と承認については、人事案件ですので秘密会としますが、それによろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【是松教育長】 また、議案第 8 号、国立市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則案についてから議案第 14 号、国立市古民家設置条例施行規則の一部を改正する規則案についてまでの 7 議案につきましては、全て行政不服審査法の全部改正に伴う同じ趣旨の改正案でございますので、一括して説明、ご質問の後、採決は個別採決とさせていただきたいと思いますが、それによろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)



#### ○議題(1) 教育長報告

○【是松教育長】 それでは、審議に入ります。

最初に、教育長報告を申し上げます。

1 月 26 日火曜日の定例教育委員会以後の教育委員会の主な事業についての報告をいたします。

1 月 26 日火曜日、この日は文化財防火デーでございました。郷土文化館において消防演習を行ったところでございます。

また、同日夜には社会教育委員の会を開催しております。

1 月 27 日水曜日に中学校生徒会役員と教育委員の懇談会を開催いたしました。3 校からそれぞれ生徒会役員に来ていただき、生徒の考えている学校生活での意見やさまざまな感想というものを、教育委員とともに協議をしたところでございます。

1 月 28 日木曜日、この日から 30 日まで、二中の 1 年生が自然体験教室を行っております。

また、同日は給食センター運営審議会が他市の給食施設を視察いたしております。

2 月 1 日月曜日には、この日より 5 日間でございますが、図書館において蔵書点検を行っており、この間、図書館を閉館いたしましたところでございます。

2 月 5 日金曜日に校長会を開催いたしました。

2 月 7 日日曜日でございますが、第 7 回中学生の東京駅伝が味の素スタジアムで開催されました。国立市は総合で 41 位、男子が 48 位と振るいませんでしたが、女子は 32 位と史上最高の順位となりました。特に一中女子の 2.5 キロ区間におきましては、全体タイムで 10 位内に入った選手もおりま

して、敢闘賞を受賞しております。

同日は、東京女子体育大学におきまして、社会体育事業としてスポーツこどもの日も開催されております。オリンピック・パラリンピックの種目であります新体操、トランポリン、それから、車椅子バスケットボール等の体験事業を行ったところでございます。

2月9日火曜日に公民館運営審議会を開催いたしております。

2月10日水曜日に副校長会が開催されました。

また、東京都市教育長会も開催されております。

2月12日金曜日、三小の東京都言語能力向上拠点校発表が行われました。

また、同日は、東京都教育委員会の職員表彰式典が開催されており、三小の根本哲郎校長並びに二小の久保昭夫主任教諭が表彰を受けました。

同日より29日までの間、平成27年度の教育課程届出相談を開始しております。

また、同日より各校PTA予算要望に関する回答・説明を開始いたしております。

2月13日土曜日でございますが、東京都教育委員会児童・生徒等の表彰式が行われました。一中の生徒2名が人命救助によりまして、また、二中学生徒1名がスポーツ大会の成績優秀ということで表彰を受けております。

2月16日火曜日には、第2回国立市教育フォーラムを開催いたしました。テーマは「すべての子ども一人一人の教育的ニーズに応える～『合理的配慮の提供』と『連続性のある多様な学び場の充実』を通じて」ということで、インクルーシブ教育の3年目のご報告を行ったところです。

同日は、東京都市町村教育委員会連合会の研修会も開催されております。

また、同日夜に、いじめ問題対策委員会を開催いたしました。

2月17日水曜日、芸小ホールと郷土文化館の施設予約システムの説明会を開催いたしました。この説明会に関しましては、20日、21日、24日、それから、3月1日と開催する予定でございます。

2月18日木曜日にスポーツ推進委員定例会を開催いたしました。

2月19日金曜日には、七小で国立市教育委員会の研究奨励校発表会が行われております。

2月20日土曜日、家庭教育講座、これは生涯学習課主催の事業でございますが、「家族で考えようメディアライフ・バランス」ということで、「子どもがスマホやゲームと上手に向き合うための家庭でのコツ」について講義を行ったところでございます。

教育長報告は、以上でございます。

ご意見、ご感想などございましたら、よろしくお願ひいたします。

山口委員。

○【山口委員】 まず、感想なのですが、この時期、学校で言うと3学期の真ん中の月ということでいろいろな行事がありますが、中学校の生徒会役員との懇談会は、非常に有意義な会でした。

あと、駅伝もありましたし、いろいろあったのですが、三小の言語能力向上拠点校の発表が2月12日、それから、2月19日には七小の研究奨励校の発表会がありました。ここには出ていないのですが、1月30日に第一小学校で自主発表ということで研究発表がありました。この時期三つの研究発表があって、それぞれ先生方の意欲、それにこたえている子どもたち、それから、周りの先生方がそこから得ようとする部分を見させていただいて、非常に頼もしくといたしますか、向上しようとしているなというようなことを感じました。

あと、2月16日に東京都市町村教育委員会連合会の研修会で、ジャーナリストといたしますか、

絵本のことをやっている柳田邦男さんの話を聞きました。言葉、読み聞かせ、絵本から子ども自身が生きる力を得るといった非常に深い実践に伴ったお話を聞いて参考になりました。もっと広まっていくといいなというように思っております。

質問というか、ご報告していただきたいことが二つございます。

一つは、この時期ですので、インフルエンザがはやり始めていると思うのですが、その状況がどうかということです。

それから、2月23日になりましたので、今年度もそろそろ終わります。次への進路状況について、例えば幼稚園・保育園から小学校に上がる子どもたち、小学校から中学校へ行く子どもたち、中学校を卒業していく子どもたちが、ちょうど高校の一般受験が明日ありますけれども、その辺の現状とか、進級も含めて今言える範囲で結構ですけれども、教えていただければと思います。よろしくお願いたします。

○【是松教育長】 それでは、二つご質問がございます。インフルエンザの状況について。

川島教育総務課長。

○【川島教育総務課長】 インフルエンザの状況でございますが、1月に入ってからかなり流行している状況がございまして、今ほとんどの学校で学級閉鎖が発生している状況となっております。

○【山口委員】 学校全体の閉鎖はないのですね。

○【川島教育総務課長】 学校閉鎖は、現在のところございません。学年閉鎖は出ておりますが、学校までは現状では出ていない状況でございます。

以上でございます。

○【是松教育長】 高橋委員。

○【高橋委員】 今、何日ぐらい閉鎖するのですか。

○【是松教育長】 川島教育総務課長。

○【川島教育総務課長】 期間としましては、大体二、三日ぐらいの期間で、土日等を挟んで翌日から再開といった状況となっております。

○【是松教育長】 よろしいでしょうか。

高橋委員。

○【高橋委員】 中央区は5日間ということで設定しているのですけれども、それはそれぞれの医者とか、そういう状況によるのでしょうか。

○【是松教育長】 川島教育総務課長。

○【川島教育総務課長】 基準といたしましては、発熱から5日経過した後、さらに解熱後2日たった後で登校できるという基準がございますので、そちらに沿って5日間というのが設けられていると思います。

○【高橋委員】 最大5日ですね。

○【川島教育総務課長】 そうです。

○【是松教育長】 それでは、進路指導の状況等については。

荒西指導主事。

○【荒西指導主事】 まずは、学校間の接続の関係ですけれども、幼稚園・保育園から小学校といったところは、今年度「うちの子紹介シート」等での連携も深めておりますので、あとは指導要録等によりスムーズな接続ができるように学校が務めるところです。

それから、小学校から中学校ですけれども、2月29日に小中間で一斉に新入生説明会が、中学校

で行われます。そこで児童が実際に中学校に行って、中学校生活の説明などを聞き、新しい生活について見通しを持って、中学校の生活について不安なく取り組めるようにしてまいります。

小学校のほうは、学校にもよりますけれども、多くの子が受験をするということで、この1月あたりは非常に欠席者も多い状況がありましたが、今、受験組も戻ってまいりまして、学校のほうも卒業に向けて一生懸命努力をしている状況でございます。

中・高については植木のほうから説明いたします。

○【植木指導主事】 中学校の状況ですが、現在は私立の推薦入試、一般入試と公立の推薦入試が終わっていますが、都立の推薦入試のほうは各校10名程度、約3割の合格率であったと報告を受けています。

また、推薦入試で進路が決まった生徒たちが小学校を訪問して、学習指導などを見るリトルティーチャー事業というのを二中で行っているということです。

以上です。

○【是松教育長】 山口委員。

○【山口委員】 この時期、子どもたちは期待と不安と両方あって、まだ決まっていなかったりとか、ちょっと意に沿わなかったりすると不安定になったり、さまざまな部分がそれぞれのところであるかなと思います。結構重要な時期ですので、きめ細かに、ぜひ一人一人に目を配って、もちろんされていると思いますけれども、指導していただければいいなと思います。

去年、中学校で行われた小学生向けの説明会、私、二中をお邪魔して非常に楽しかったです。子どもたちが一生懸命、生徒会役員だと思えるのですが、小学生へアピールして、制服はこういうふうに着てはいけないよという悪い見本を見せたりして、大笑いでしたけれども、非常にうまいものですから、普段やっているのかなと思ってしまいました。それは余計なことですが、後輩が来るということは中学生にとってもいい機会です。

今、お話を聞いていて、国立ならではのよさがあるのかなと、小学校八つ、中学校三つ、幼稚園・保育園と連携をとりやすいところは、ぜひその利点を生かして子どもたちがスムーズにいて、次の段階でまた新たな夢に向かって歩いていくことができるように、我々も含めてバックアップしていければいいのかなと思います。ありがとうございます。

○【是松教育長】 ほかにいかがでしょうか。

城所委員。

○【城所委員】 私も感想等を述べさせていただきたいと思います。

3学期に入っているいろいろとまとめのものが入ってきたなと思います。

まずは、生徒会の懇談会のほうにも参加させていただきました。

私が参加させていただいたのは、3人の女子生徒と1人の男子生徒で、金子教育指導支援課長が進行役だったので、時間の区切りがあるから仕方がないのですが、どの子どもたちも自分のことをきちんとアピールできるというか、自身を持って自分のことを語ってくれる子どもばかりで、時間が許せばいつまでも語っていられるというか、聞いていられるなという印象を持ちました。

それから、夢を具体的に語る子もいたのですが、まだ自分で具体的には見えていないのだけれども、目の前にある生活を自分なりに、このことはこのようにしていくことをはっきりしているという、そういうことも語ってもらえました。私たち大人二人、わくわくさせていただいて、大人は、子どもたちのやってみたいという思いをぜひサポートして、実現まで一緒にこぎつけたいなという強い

思いを持ちました。

それから、研究発表会のことも山口委員がおっしゃっていたのですが、この間、一小、三小、七小と見せていただきましたが、どの学校も趣向を凝らして、来ている人がお客さんにならないように参加型で、飽きさせずというか、みんなに参加してもらって体感して帰ってもらうという形式をとっていたのが印象的でした。

七小は、秋ごろ聞いたときにも校長、副校長、主幹で研究発表サミットというのをやっていて、いかに来た人に持って帰ってもらうかということに時間をかけてやっていたと伺って、ありがたいなと思います。

七小は、市内全教員が参加して、シンポジウムからその体験等を聞けるというのも国立ならではの、全員で共有できるというありがたい場だなというように思いました。

それから、東京駅伝も中学2年生、あと、ミニバスも小学6年生ということで、順位、勝ち負け等いろいろあるのですけれども、かかわってくださった先生方、事務局の方、陰で準備等大変だったと思うのですが、勝敗にこだわらず、子どもたちが一人一人いろいろなプロセスを踏んだと思うので、それが大事にできるといいなと思いました。

ミニバスは、転勤された先生が応援に駆けつけてくださったりとかして、転勤されてもその先から駆けつけてくださるというのは、とてもありがたいなと思います。また国立に行こうかなという思いで転勤していつてくださったというのか、言い方は変ですけども、転勤先からも子どもたちを見に行こうと思えるような市でお仕事をさせていただいたんだというのは非常にありがたいなと思いました。

それから、六小で土曜日に、防災訓練を子どもたちと一緒にということで、初の試みだと聞いています。当日は起震車が動かなかったり、いろいろトラブルがあったりとか、お天気が悪かったので想定したことができなかつたり、いろいろあったようですけれども、まずは初めてで、皆さんでやってみることが大事だと校長先生もおっしゃっていました。

いろいろ体験をさせてくださる大人のほうもなれていないし、子どものほうもなれていないので、結構にぎわっている場所もあったのですが、毎年、会を重ねていけば、きっといろいろとみんなで学んで、何かのときに使えるものになっていくのではないかなと思います。地域の方々総出で出てくださっていて、この会も本当にありがたいなと思いました。

それから、教育フォーラムです。3年目ということで、インクルーシブのまとめです。宮崎先生にご講演いただいたり、当日、市川指導担当課長からもいろいろご説明いただいたりしました。あとは3人の指導員の方から発表等、盛りだくさんの日だったのですけれども、幾つか大事なキーワードとして私が持ち帰ったものがありましたので、お伝えしたいと思います。

まず、「支援」という言葉についてお話をされた場所があるのですが、今までは、できないから支援するというので「支援」という言葉を使っていたのですが、こういう使い方をすると個人に原因を求める視点になるということらしいのです。

これからは、「支援」という言葉を使うとこれもできるし、あれもできるというように、社会的な存在の「支援」ということで広がりを持つので、これから「支援」という言葉を使うときには、そういった意味合いで使っていきましょうという言葉があつて、これはとても印象的でした。

それから、市川指導担当課長のほうでも、これは十分にという話なのですけれども、合意形成がとにかく大切だということで、ずれのないように、その都度合意をして進んでいくということが随所で言われていました。

それから、「合理的配慮」という言葉は、私たち3年目で聞きなれてきたところはあるのですが、それをいかに市民の皆さんとか保護者の方に伝えていくかということが、これから課題になっていくような気もしました。

やはりなじみがない言葉であったりとか、「合理的配慮」の言葉自体が難しいので、それを実践していくとこういう形になるということの説明等々、これからは草の根的ではないですけれども、伝えていくことが必要だと思いました。

あと、本人の意思の表明が大事ということで、これも大人が望むことではなく、子どもがどうしていきたいか本人の望むことをクリアにしていけないと、どうしても大人に合わせたことをさせてしまうと、全く子どもに合わせたものにならないので、ぜひ子どもの声を引き出して、それを実現させていくことが非常に大事だと言っていました。

あとは、支援の際に配慮することということで、クラスに今、スマイリースタッフが入っているのですが、周りの子どもがいる中で、その子を支援しているということを忘れないことが非常に大事だと言っていました。

年齢が上がると自分だけが特別扱いされているとか、クラスの中でもあの子だけが特別という視点を生まないようにするという、大人が全てに手を出さないで、本人が「助けて」と言えるようなサポートが必要で、それに本人が「助けて」とまず表明できることが大事ということと、クラスの同級生の子どもたちが、自分たちは何ができるのだろうというように、自分たちで考えてできるようにしていく、そういう橋をかけることも大事だとおっしゃっていました。

その子を取り巻く世界が機能して有機的になっていくというように支援者は立ち回れるといいねという話が、それは本当にそうだなと思います。

最後になりますが、どんな子どもでも、例えば授業とか何か活動をしているときに、参加をしているという実感がとにかく大事で、お客さんにしないということ。どんな子どもでも学びたがっているし、一緒に学びたいという気持ちは、しょうがいがあったり、病気があったり、何かあったりしても、それは一緒というベースに立っているのです、そこを大事にしていこうということです。

あとは、インクルーシブに限ったことではないのですが、教科の本質をきわめることが大切ということはこの場でも言われていました。別の会でも教科の本質ということがこれから大事になってくるということをおっしゃられていたので、これは世界を問わずに大事なことなのではないかなというように思いました。

いろいろと長くなりましたが、感想になります。

一つ質問です。2月12日に先生方お二人が表彰をいただいておりますが、詳しい表彰の内容をご紹介いただけたら、お願いできますでしょうか。よろしく願いいたします。

○【是松教育長】 それでは、質問のほうをお願いします。

荒西指導主事。

○【荒西指導主事】 三小の根本校長は、これまで国立市に長くお勤めになられて、研究奨励校等を含めて教育委員会との連携を非常に密にとりながら、他校の模範となっていたということでも表彰をされました。

それから、二小の久保主任教諭ですけれども、図画工作の授業の研究ということで、特に皆さんご存じのとおり、体育館での大きな張り絵等の取り組みについて、高く評価をするということで表彰をいただいているところでございます。

以上です。

○【城所委員】 ありがとうございます。

○【是松教育長】 ほかにいかがでしょうか。

高橋委員。

○【高橋委員】 最初に、オリンピック教育推進校の八小にお邪魔して、元オリンピック選手である秋山エリカ先生の実技を交えたお話を聞くことができました。

秋山先生は高校1年生から新体操を始めたということで、フラフープを頭上高く投げた演技で二度と私の手には戻ってこなかったという大失敗をしてしまったと。そういったところから、周りから「ミス秋山」と呼ばれたと、そんな自分の体験を4年生以上の高学年の子どもたちに話をしながら、ボールとフラフープを見事に操るその先生の演技に子どもたちは感嘆の声を上げていました。

すばらしいものを子どもたちに見せるということは、とても意義があるなと感じました。

最後に、「今、私は失敗してよかったと思う」と、「実は新体操以外のスポーツというのは、うまくできないんです」と、失敗しても新体操を続けてよかったというその秋山エリカ先生の言葉がとても印象に残りました。

続いて、山口委員が司会をしておりました東京都市町村教育委員会の研修会に参加しました。山口委員は遠慮して詳しくは述べなかつたので、私が詳しく報告したいと思います。

作家、評論家である柳田邦男氏が、「子どもの感性、思考力を引き出す『本の力』」と題して講演をされました。今、子どもを取り巻く現代の危機、皆さんご存じのように、それはネット中毒になっていることだと。ネット社会における子どもの人格形成に絵本の読み聞かせというのは大切で、有効であると力説していました。

氏自身がこの理論をみずから、荒川区での絵本読み聞かせの実践に裏づけされたお話をしてくれました。氏は79歳、その高齢にもかかわらず、元気いっぱいその読み聞かせを実践されているという、そういう報告を見ながら、本当にすごいなと感じました。

「幼い子どもの感性と反応について」という理論がありまして、敏感さがプラスに働けば成長できると、逆にマイナスに働けば抑圧すると、そこで、私たちはいかにプラス面を引き出すかが問われているのだと。

そのときに、絵本の読み聞かせでは、読む肉声とスキンシップで子どもは成長すると、テレビのスイッチを切ると乳児の顔が輝きます。スマホは遠い人とつながるけれど赤ちゃんの顔を見ない、お母さんのように一番近い人とはつながらない。幼児期から小学生まで、気づきの原体験を積み重ねると立派な大人に成長していくと。そして、「絵本は子どもの心を動かす魔法だ」という言葉が強く心に残りました。

最後に、七小の研究発表会に参加しました。そこで、言語活動の充実を通しての国語科の研究報告を聞くことができました。

成果が幾つかありましたが、成果の一つを取り上げますと、言語活動の可視化、つまり児童に言語活動のモデルを示し、学習活動のゴールを可視化することによって学習が明確になり、主体的な学習ができるようになったと。これはふだん、市川指導担当課長が、目当ては何ですかと授業の最後に振り返るといふ、この国立市が提唱している問題解決学習のまさにそのゴールを明確にすることによって、子どもたちは「あそこに行けばいいんだ」といふ、そういう主体的な学習ができるようになること。

これは、文科省の西川先生が先進的な学校の他県の例を紹介していましたが、まさに国立の

学校もそういう実践が広がっていけばいいなど、これはすばらしい実践の成果だと、こんなふうにも思いました。

特に、教職2年目の若手教師の授業を参観していて、昨年、初任者を指導された先生はもちろんです。七小の研究が全教員の総合力で成り立っているように感じました。

とはいっても、残された課題も幾つかありましたし、ただ、明確で今後の実践研究に期待したいと思います。

以上です。

○【是松教育長】 ありがとうございます。

それでは、よろしゅうございますでしょうか。議案のほうに入らせていただきます。



#### ○議題（2） 議案第7号 平成28年度教育費予算案について

○【是松教育長】 議案第7号、平成28年度教育費予算案についてを議題といたします。

川島教育総務課長。

○【川島教育総務課長】 それでは、議案第7号、平成28年度教育費予算案についてご説明をいたします。

当議案につきましては、3月に開催をされます第1回国立市議会定例会に予算案を提出するために提案するものでございます。

平成28年度教育費全体の予算案につきましては、お手元に資料を配付させていただいております。1枚に左右2ページずつページを振ってございますので、そのページに従って、政策関連経費を中心に説明させていただきます。

17ページをお開きください。左上です。「款10教育費」と書いてあるページです。平成28年度の教育費当初予算案では、総額で24億5,093万3,000円を計上してございます。一般会計総額に対する構成比は8.42%でございます。

それでは、歳出予算、歳入予算の順でご説明申し上げます。

17ページから歳出予算でございます。款10教育費のうち、まず項1教育総務費は、目1教育委員会費、目2事務局費、2枚おめくりいただき、21ページからの目3教育指導費からなっており、主に教育総務課、教育指導支援課の直接的な予算が計上されております。

22ページの右側説明欄をごらんください。事務事業の7、上の部分です。通学路安心安全対策推進事業費では、節18の備品購入費として通学路への安心安全カメラ設置費用を計上しております。

同じく22ページの下に行きまして、事務事業1、学校指導等嘱託員報酬の節1報酬の下から2番目ですが、スクールソーシャルワーカーの報酬として、平成28年度より1名増の2名分の報酬を計上しております。

26ページをお開きください。事務事業7、真ん中の部分です。教科書供給及び副読本発行事業費では、中学校教科書の改訂に伴う教師用指導書の整備について、購入費用を計上しております。

次の28ページをごらんください。事務事業10、子どもの体力・運動能力向上事業費では、子どもの体力・運動能力の向上を図るため、大学と連携を図り、学生等を派遣し、授業の補助と運動の苦手の児童の支援を行うとともに、必要な備品を整備するための予算を計上しております。

さらに、同じページの事務事業12では、平成25年度より本市が文科省より指定を受け、補助事業として実施してきましたインクルーシブ教育システムモデル事業が平成27年度、今年度で終了いた

しますが、その成果を踏まえ、さらなる事業推進のため、平成 28 年度より国立市の単独事業として、特別支援教育指導員等を配置拡充するための費用などを計上しております。

30 ページをお開きください。一番上です。事務事業 13、学校教育向上支援事業費では、平成 28 年度において小学校全 8 校で拡大実施をいたします放課後学習支援教室事業を含む講師謝礼や、事務事業 14、いじめ防止対策推進事業費において、いじめ防止対策推進条例等の策定を受けて、いじめ問題対策委員会等の委員謝礼や、いじめ防止プログラムの継続実施のための予算を計上しております。

31 ページをお開きください。下の部分です。項 2 小学校費の予算となっております。目 1 学校管理費から始まりまして、7 枚おめくりいただき 45 ページ下段です。目 2 教育振興費、3 枚おめくりいただき 51 ページ、目 3 学校保健衛生費、また、さらに 2 枚おめくりいただき 55 ページ、目 4 特別支援学級費、次の 57 ページの目 5 学校整備費まで、小学校の学校運営にかかわる予算が計上されております。

同じく 59 ページから項 3 の中学校費として、小学校費と同様に五つの目から、中学校の学校運営に関する予算が計上されております。

少しお戻りいただきまして、56 ページをお願いします。事務事業 1、特別支援学級運営整備事業費として、特別支援教室整備のための 2 校分の教室改修費用等が計上されております。

58 ページをごらんください。下部の事務事業 1、小学校耐震補強・大規模改修事業費では、非構造部材耐震化対策としまして、小学校 1 校、こちらは第七小学校になりますが、校舎の天井材等の落下防止対策工事費を、また、次の 60 ページの上部です。節の 15 工事請負費では、プール改修工事ということで、老朽化した第六小学校のプールを改修する費用を、同じ工事請負費の中で、細節 8 整備工事として、第三小学校の校庭芝生化整備工事費をそれぞれ計上しております。

74 ページをお開きください。中段やや下、中学校費の事務事業 1、中学校耐震補強・大規模改修事業費では、非構造部材耐震化対策工事としての、中学校 1 校、こちらは第三中学校になりますが、校舎の天井材等の落下防止対策工事費を計上しております。

次に、75 ページからの項 5 学校給食費でございます。78 ページをごらんください。説明欄の節 15 工事請負費、下の部分です。工事請負費では、第一給食センターの給湯設備取りかえ工事費を、また、次の 80 ページの節 18、上の部分ですが、備品購入費では、食缶洗浄機更新のための費用を計上しております。

79 ページの中段やや上からが項 6 社会教育費でございます。82 ページ、中段のやや下をごらんください。事務事業 1、文化財調査嘱託員報酬の文化財調査嘱託員報酬 2 名分としまして、国の登録有形文化財に認定されております「本田家住宅主家」と「本田家住宅薬医門」の保存を図るため、関連資料等の調査のための費用を計上しております。

84 ページをお願いいたします。下の部分ですが、事務事業 2、市内小中学校音楽フェスティバル事業費では、音楽系の部活動等による第 3 回音楽フェスティバルの実施や、楽器を整備する予算を計上しております。

86 ページをごらんください。目 4 芸術小ホール費の事務事業 1、芸術小ホール管理運営費の節 13 委託料、細節 10 実施設計・工事監理等において、芸術小ホールの外壁等改修工事の実実施設計委託料を計上しております。

87 ページからが項の 7 社会体育費となっております。

92 ページをお願いいたします。目 3 体育館費の事務事業 1、体育館管理運営費の節 13 委託料、細

節 10 実施設計・工事監理等において、総合体育館の外壁等改修工事の実実施設計委託料を計上しております。

その下、項 8 より公民館費となっております。

100 ページをお開きください。上の部分ですが、事務事業 5、自立に課題を抱える若者支援事業費では、平成 25 年度、26 年度と文科省の委託事業を活用して実施し、平成 27 年度より、一般財源で継続している事業につきましては、学校支援センター、適応指導教室、スクールソーシャルワーカー等との連携などを中心とした事業を展開するための費用を計上しております。

その下、項 9 より図書館費です。102 ページの目 2 図書館総務費、事務事業 3、図書館維持管理費、節 11 需用費、細節 6 の修繕費の一部に、中央図書館の公衆無線 LAN 設置費用を計上しております。

また、1 枚おめくりいただいた 104 ページの目 2 図書館運営費の節 11 需用費、細節 4 の印刷製本費の一部に、小学生向けの読み物ブックリスト改訂版の作成費用を計上しております。

それでは、続きまして歳入でございます。お戻りいただきまして、1 ページをごらんください。歳入につきましては、主に国や都からの補助金、諸収入からなっておりまして、教育費に関しましても、国や都から入ってくる費用など、市税以外で賄えるものが計上されております。

下段の款 13 国庫支出金では、3 ページの項 2 国庫補助金の目 5 教育費国庫補助金におきまして、平成 28 年度歳入予算として、非構造部材耐震対策に関連した施設整備費補助金等 6,499 万 8,000 円を計上しております。4 ページには節ごとに分けられ、説明として、その内訳がわかるようになっております。

5 ページより記載のあります款 14 都支出金につきましては、7 ページの項 2 都補助金の目 7 教育費都補助金では、第三小学校の校庭芝生化工事に係る補助金等 4,285 万 9,000 円を、9 ページ中段やや上、項 3 委託金、目 6 教育費委託金として、教員の給与支給事務に係る委託金等 462 万 5,000 円を計上してございます。

以上が、教育費に関する平成 28 年度歳出歳入予算案でございます。

本予算案について、市議会で可決成立した暁には、平成 28 年度において、国立市の教育の発展のため、有効に活用してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○【是松教育長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

山口委員。

○【山口委員】 予算書になると非常に見にくくなって、今まで幾つか予算については市長に要望をさせていただいたりする中で、大体思っていることは入っているのかなと思います。まだ足りない部分もあると思うのですが、パーセンテージだけ言っただけでは何なのかわかりませんが、8.42%というのは、去年よりも 0.5 ポイント減ったりとか、数字だけではないのですが、せめて 10%ぐらい教育費の占める割合があるといいのかなというのは感想です。建物のこととかあれば当然膨れてきますが、今回は人についてもいろいろな予算がついておりまして、ぜひこれは議会で認めていただければいいのかなと思います。感想でございます。

○【是松教育長】 ほかにいかがでしょうか。

よろしゅうございますか。採決に入ります。皆様、ご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【是松教育長】 では、議案第7号、平成28年度教育費予算案については可決といたします。



○議題(3) 議案第8号 国立市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則案について

○議題(4) 議案第9号 国立市立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則案について

○議題(5) 議案第10号 国立市就学援助費支給要綱の一部を改正する訓令案について

○議題(6) 議案第11号 国立市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する訓令案について

○議題(7) 議案第12号 くにたち市民芸術小ホール条例施行規則の一部を改正する規則案について

○議題(8) 議案第13号 くにたち郷土文化館条例施行規則の一部を改正する規則案について

○議題(9) 議案第14号 国立市古民家設置条例施行規則の一部を改正する規則案について

○【是松教育長】 続きまして、議案第8号、国立市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則案について、議案第9号、国立市立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則案について、議案第10号、国立市就学援助費支給要綱の一部を改正する訓令案について、議案第11号、国立市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する訓令案について、議案第12号、くにたち市民芸術小ホール条例施行規則の一部を改正する規則案について、議案第13号、くにたち郷土文化館条例施行規則の一部を改正する規則案について及び議案第14号、国立市古民家設置条例施行規則の一部を改正する規則案についてを一括して議題といたします。

川島教育総務課長。

○【川島教育総務課長】 それでは、議案第8号、国立市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則案についてから議案第14号、国立市古民家設置条例施行規則の一部を改正する規則案につきましてを一括説明させていただきます。

これらの議案は全て、全部改正されました行政不服審査法が、平成28年4月より施行されることに伴い、関連例規の改正を行うものです。

具体的な改正内容です。議案第8号を3枚おめくりいただき、A4横刷りの国立市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則案の新旧対照表の3分の2ページをごらんください。ページ数につきましては、下部の中央に振ってございます。左側が改正後、右側が改正前となっておりますが、第2条第12号のアンダーラインが引いてある部分が改正箇所となっております。

これまでは、例えば指定学校の変更ですとか就学援助費の支給決定など、行政の処分に対する不服申し立ての種類として、処分庁に対して行う異議申し立てと、上級行政庁などに対して行う審査請求という二とおりがございましたが、行政不服審査法が改正されたことにより、不服申し立ての構造が審査請求に一本化されたということがございます。

それに伴いまして、こちらの表記ですが、「異議申し立て」とあるのを「不服申し立て」に文言を変更させていただき、また、訴訟と不服申し立ての表記の順番になるのですが、実際の手続の流れが、審査請求を経てから訴訟という流れとなるため、そちらに合わせまして並び順もこちらで整理をさせていただきます。

同じ新旧対照表を1枚おめくりいただき、3分の3ページをごらんください。左側の新しい部分で規則を記載させていただいておりますが、第1項として施行日を規定しており、第2項においては、規

規則施行日以降になされる規則施行日以前にされた行政庁の処分に対する不服申し立てについては、大もとの法律においても、法律改正前の不服申し立ての流れで行うとする経過措置がございますので、この規則において同じような形で、従前の規定を適用するように附則で定めさせていただいております。

続きまして、議案第9号です。国立市立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則案をごらんください。こちらにつきましては、様式の変更及び附則の制定となっております。議案を2枚おめくりください。第2号様式の指定学校変更決定通知書の一番下の部分、行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示の部分、こちらが改正部分となっております。

この指定学校変更決定通知書のように、処分に関する通知書につきましては、不服申し立て等に関する教示を入れることとなっております。

2枚おめくりいただいた旧様式の下部分をごらんいただくとおわかりになるように、これまでは具体的な教示の内容を様式として定めておりましたため、今回の行政不服審査法の改正において、審査請求の期間が60日から3カ月に延長されたということがございます。その期間を様式上に記載をしまっているため、今回、教示の内容も変更する必要がございました。

しかし、これまでどおり規則の様式で教示の具体的な内容まで定めてしまうと、今回のような改正があるたびに様式の内容も変更しなければならないため、教示の具体的な内容を様式として定めるのではなく、ここに教示の内容が入りますよということを示すにとどめる様式とする改正としております。

この教示の内容につきましては、全庁的に同じ内容を使っております、個々に定める必要はないということで、文書法制担当のほうとも調整をさせていただいております。

改正後の具体的な教示内容といたしましては、旧様式から1枚お戻りいただくと、具体的記載内容が入った新様式が添付されてございますので、一番下の教示の(1)の1行目で、審査請求の期間が60日以内から3カ月以内に変更されていることがご確認いただけるかと思っております。変更箇所につきましては、その部分のみとなっております。

整理をさせていただきますと、この改正以降は、規則上定める様式としては、具体的な教示の記載はしない形になりますが、実際に使う様式につきましては、新たな審査請求の期間などが記載された具体的な教示を入れていくというような形となります。

また、新様式から1枚戻っていただくと、附則が記載をされております。こちらには、第1項として施行日が、また、第2項として、旧様式で作成された用紙について、現在在庫があるものについては、審査請求の期間を修正した上で当分の間使用できるということを定めさせていただいております。

残る議案第10号、国立市就学援助費支給要綱の一部を改正する訓令案について、議案第11号、国立市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する訓令案について、議案第12号、くにたち市民芸術小ホール条例施行規則の一部を改正する規則案について、議案第13号、くにたち郷土文化館条例施行規則の一部を改正する規則案については全て、先ほどご説明いたしました教示の変更による様式の変更と、また、それに伴う条文中の文言整理となっております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○【是松教育長】 説明が終わりました。

それでは、一括してご質問、ご意見等を賜ります。

山口委員。

○【山口委員】 最後の部分がよくわからなかったのです。実際に通知書の新様式が配られるのは、一番下が行政不服審査法及び何とかかんとかという【 】つけのもので、文言が入ったものはいつ使うのでしょうか。

○【是松教育長】 川島教育総務課長。

○【川島教育総務課長】 実際に市民の方等に通知する際には、(1)、(2)の具体的内容が入ったものが届く形になります。

ただ、規則上等の規定においては、この文章は規定せず、単純にここに教示文が入るという表示のみの改正でございます。

○【山口委員】 わかりました。ありがとうございました。

○【是松教育長】 よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【是松教育長】 ほかにございますか。

それでは、ないようですので、個別採決に入らせていただきます。

初めに、議案第8号、国立市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則案について、皆様、ご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【是松教育長】 では、議案第8号、国立市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則案については可決といたします。

続いて、議案第9号、国立市立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則案について、皆様、ご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【是松教育長】 議案第9号、国立市立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則案については可決といたします。

続いて、議案第10号、国立市就学援助費支給要綱の一部を改正する訓令案について、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【是松教育長】 議案第10号、国立市就学援助費支給要綱の一部を改正する訓令案については可決といたします。

続いて、議案第11号、国立市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する訓令案について、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【是松教育長】 議案第11号、国立市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する訓令案については可決といたします。

議案第12号でございます。くにたち市民芸術小ホール条例施行規則の一部を改正する規則案について、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【是松教育長】 議案第12号、くにたち市民芸術小ホール条例施行規則の一部を改正する規則案については可決といたします。

続いて、議案第13号、くにたち郷土文化館条例施行規則の一部を改正する規則案について、可決

でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【是松教育長】 議案第 13 号、くにたち郷土文化館条例施行規則の一部を改正する規則案については可決といたします。

最後に、議案第 14 号、国立市古民家設置条例施行規則の一部を改正する規則案について、これも皆様、ご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【是松教育長】 では、議案第 14 号、国立市古民家設置条例施行規則の一部を改正する規則案については可決といたします。



○議題 (10) 議案第 15 号 教育費保護者負担軽減補助金交付要綱の一部を改正する訓令案について

○【是松教育長】 次に、議案第 15 号、教育費保護者負担軽減補助金交付要綱の一部を改正する訓令案についてを議題といたします。

川島教育総務課長。

○【川島教育総務課長】 それでは、議案第 15 号、教育費保護者負担軽減補助金交付要綱の一部を改正する訓令案についてご説明をいたします。

この改正は、教育費保護者負担軽減補助金の対象となっている特別支援学級宿泊移動教室について、これまで市立学校合同で行われていたものが、近年、各学校単独で行われている実態に合わせて、要綱の文言を変更するものとなっております。

具体的な改正箇所については、議案を 2 枚おめくりいただいた新旧対照表をごらんください。アンダーラインが改正部分となっておりますが、第 2 条、第 3 条第 5 号、第 5 条第 2 項及び別表において、全て特別支援学級合同宿泊移動教室を特別支援学級宿泊移動教室に改めております。

なお、「特別支援学級宿泊移動教室」の文言にしておくことで、その文言の中に、合同宿泊移動教室も含まれると解釈できることから、仮に今後、合同宿泊移動教室が行われた場合でも、要綱の変更をすることなく対応できるものと考えております。

また、附則において、適用を平成 28 年 4 月 1 日からとしており、来年度からの適用を考えております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○【是松教育長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

それでは、採決に入ります。皆様、ご異議がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【是松教育長】 それでは、議案第 15 号、教育費保護者負担軽減補助金交付要綱の一部を改正する訓令案についてについては可決といたします。



○議題 (11) 報告事項 1) 平成 28 年度教育委員会各課の事業計画について (教育総務課、建築営繕課、教育指導支援課、生涯学習課、給食センター、公民館、図書館)

○【是松教育長】 次に、報告事項に入ります。報告事項 1、平成 28 年度教育委員会各課の事業計

画についてに移ります。

教育総務課、建築営繕課、教育指導支援課、生涯学習課、給食センター、公民館、図書館の順でお願いいたします。

初めに、教育総務課事業について、川島教育総務課長。

○【川島教育総務課長】 それでは、教育総務課の平成 28 年度事業計画につきましてご報告申し上げます。

資料をお配りしておりますが、主要事業の（１）教育委員会活動の自己点検・評価の実施でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定に基づき報告書を作成し、議会に提出するとともに公表いたします。例年どおり 9 月議会に報告する予定でございます。

（２）学校事務指導・支援業務につきましては、日常定例的に予算執行事務等の支援・指導に当たるほか、資料記載の説明会等を実施いたします。

（３）くにたちの教育発行につきましては、例年どおり年 4 回の発行を予定しており、国立市の教育行政・学校教育全般の動向について報告してまいります。

（４）就学援助手続、（５）就学時健診等につきましても、児童生徒が就学する上での大切な事業でございますので、これまでどおり適切に対応を実施してまいります。

（６）の通学路の安全点検につきましては、児童の安全な通学に資するよう、学校・保護者・道路管理者としての市長部局の交通課及び道路下水道課、そして、立川警察と連携・協力し、実施してまいります。

（７）通学路への安心安全カメラ設置につきましては、子どもたちの安心・安全を確保するため、小学校 1 校当たり 5 台を整備してまいります。

課題等につきましては、資料に記載のとおりですが、先ほどお話いたしました通学路への安心安全カメラ設置につきましては、平成 28 年 2 学期運用開始を目指し、カメラ設置箇所の近隣への説明を個別で行っていくとともに、今週金曜日に行われるのですが、個人情報保護審議会への諮問、東京都への補助金申請、機種選定、また、契約など事務手続を滞りなく進めてまいりたいと考えております。

学校施設整備につきましては、これまでどおり学校現場、建築営繕課と密に連携しながら、必要な整備が速やかに実施されるよう調整してまいりたいと考えております。

また、資料に記載がございませんが、学校施設の更新につきましては、現在、庁内の検討部会で学校施設更新の際の基本的な考え方について検討を進めているところです。

今後、その基本的な考え方や、また、昨年度、平成 26 年度に策定されました公共施設保全計画を踏まえた上で、学校施設を含めた市全体の公共施設の具体的な再編計画を策定していくこととなります。その策定作業にも今後、教育委員会としてかかわっていくこととなります。

以上でございます。

○【是松教育長】 それでは、教育総務課事業についてご質問、ご意見等ございますでしょうか。

山口委員。

○【山口委員】 新しく安心安全カメラを設置するということを言われましたが、説明会等々しっかりやっていたらと思います。

最後に言われた学校施設の更新計画というのは、去年も同じような文言が入っていたと思うのですが、進んでいるのか、滞っているのか、いかがでしょうか。

○【是松教育長】 川島教育総務課長。

○【川島教育総務課長】 現在、学校施設の更新部会というのを開催しております、今年度は他市の事例ですとか、そういったものを見に行ったり、あとは内部での基本的な考え方の整理を進めさせていただいているところです。

来年度以降、政策経営部のほうになるのですが、公共施設の再編計画をつくっていく形になるので、その中で、部会で検討した内容も参考にしながら、そちらの計画のほうで具体的な検討をしていくような形となっております。

部会としては、今年度7回ぐらい開催させていただいております、検討のほうは進めさせていただいているところです。内部の検討という形ですが、させていただいているところです。

○【是松教育長】 よろしゅうございますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【是松教育長】 続いて、建築営繕課事業について、川島教育総務課長。

○【川島教育総務課長】 それでは、建築営繕課の平成28年度学校施設関係の事業計画につきまして、主要事業のご報告を申し上げます。

予定している主な事業は、資料に記載のとおりですので、そのうち主な工事についてご説明をいたします。

(1)、(2)、(5)につきましては、先ほど平成28年度教育費予算案の中でご説明をいたしました、(1)について、第七小学校及び第三中学校で学校校舎の天井材等の耐震化対策を実施してまいります。平成28年度は2カ年の工事の予定のうち、第1期工事を行っていく予定です。

(3)小中学校女子トイレ洋式便器設置工事でございます。PTA等からの要望が多いトイレ便器の洋式化につきましては、今後少しでも洋式化率を上げていけるように年次で一定の予算が措置される見込みですので、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

(4)につきましては、こちらも順次進めております学校のプールろ過装置改修工事を行います。

(5)の第六小学校のプール改修工事につきましては、来年度の水泳の授業開始に間に合うように、平成27年度、28年度の債務負担行為という形で、工期を27年度中より設定をしております。

(7)につきましては、教育費の予算ではございませんが、生活環境部の事業として、非常時の避難所電源の確保策として、第二中学校の屋上に太陽光パネルを設置する工事となっております。

(8)につきましては、エアコンの導入により不要となっている各小学校のFFストーブについて、順次撤去する工事を予定しております。

2の課題等でございますが、まず、平成28年度の工事につきましても、学校・地域の皆様の理解を得ながら、建築営繕課において進めてまいります、教育総務課といたしましても調整を図ってまいりたいと考えております。

また、個別の工事では、2校分の校舎非構造部材の耐震化対策工事を予定どおり完了させて、トイレの洋式化率も計画的に向上させてまいりたいと考えております。

また、直近5年につきましては、既に策定済みの公共施設保全計画を踏まえた上で、個別事業を実施してまいります。最後の公共施設再編計画につきましては、先ほど教育総務課の事業計画でご説明をさせていただいたとおりとなっております。

建築営繕課分につきましては、以上でございます。

○【是松教育長】 それでは、建築営繕課事業について、いかがでしょうか。

城所委員。

○【城所委員】 (8)の小学校のストーブ撤去について、先日、中学生との懇談会の中で話があったのですけれども、そこは学校をどこか動かせるような話もあったかと思うのですが、小学校を中学校に替えるとか、そういったことはいかなものでしょうか。

○【是松教育長】 川島教育総務課長。

○【川島教育総務課長】 来年度の予算につきましては、現在、小学校費のほうで計上しておりますので、組みかえるというのが現状では難しい状況でございます。

ただ、そういったご意見をいただいているということもございますので、平成 29 年度につきましては、順番を少し学校側等とも相談しながら予算組みをしてみたいと考えております。

○【城所委員】 ありがとうございます。

○【是松教育長】 宮崎教育次長。

○【宮崎教育次長】 若干補足いたしますと、全校において当然行っていくのですが、学校側からお話があったのは、小学生が上にのぼって非常に危ないと。ですから、その危険をまずは除去したいということで、小学校から始めたいというのが、もともとこの予算化の順番を決めた経過でございます。

中学校についても、中学生は体が大きくて狭いという状況がありますので、今後並行してやっていこうと考えております。

○【城所委員】 ありがとうございます。

○【是松教育長】 よろしゅうございますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【是松教育長】 それでは、続いて、教育指導支援課事業について、金子教育指導支援課長。

○【金子教育指導支援課長】 それでは、平成 28 年度の教育指導支援課の事業についてご説明申し上げます。

大きなつくりは、5本柱、命の教育、学力・体力向上事業、特別支援教育推進事業、学校組織力向上・人材育成事業、保護者・地域・関係機関等との連携事業ということで、引き続き進めさせていただきます。

特にポイントとなるところだけ、平成 27 年度の事業を踏まえてご説明いたします。

まず、命の教育の1番ですが、今回、国立市のいじめ防止対策推進基本方針に沿って、着実に進めることができているなというように実感しております。

2月に行われました対策委員会の委員の先生方からも、課題も申しつかりつつ着実に推進していると、次の「保護者・地域とともに～」というところが少し足りなかったとご指摘を受けましたので、条例の中にも「地域と一体となっていじめの防止は進める」ということをうたっておりますので、その点について再度重点的に進めたいと考えております。

大きな2番になります。学力・体力向上事業については、先ほど総合教育会議でも話題になったかと思うのですが、大きなところでは、基礎学力の定着に課題のある層に対する手だてということを考えております。学習習慣の形成もそこに入ってきますので、そういった部分では、平成 28 年度に告示のある学習指導要領の改訂も踏まえつつ、中身についてしっかりと検証していきたいと考えております。

3番については、東京オリンピック・パラリンピック教育の推進ということで、これは、都のほうと一体となって、オール東京都進めていこうという事業で、予算だても全校に 30 万円、この推進予算がつくということもございます。また、重点的に行う予算もありますので、そういったことも踏

まえながら、学校教育、あわせて体力、運動についての興味・関心、スポーツを見る、またはボランティアとして参加するような内容、そして、パラリンピックも重点的に行われておりますので、しょうがいに対する理解というようなところも進めていきたいと思っております。

大きな3番、特別支援教育の推進事業でございます。こちらは、教育フォーラム等で繰り返しご説明いたしました。基本のところは、しょうがいに対する理解、これも地域や保護者も含めてですが、そういう土台のところ、差別・偏見も含めて、そういうものがないつながり、人間関係というのを大事にしながら進めていきたいと考えております。

大きな4番、学校の組織力向上です。

ここでは、英語教育推進リーダーの配置ということで、東京都の補助事業を申請しております。要するに学習指導要領の改訂で、5、6年生が英語の教科化が進むと、3、4年生に外国語活動を導入するということがございますので、平成30年を一応目途として先行実施と東京都がうたっておりますので、この配置を生かしてOJT、普段の授業の中で力をつけていくような方法を、英語専門の植木指導主事を中心に進めていきたいと考えております。

新たに、4番のところで「教職員のメンタルヘルスの対策」ということを追加いたしました。

今年度は本当に反省しなければならないのですが、途中で休職してしまう教員が大変多く、それがもとで子どもたちが落ち着かない状況が発生したということが小学校でありました。そういったことを繰り返さないように、福利厚生等でサポートをしていただける専門家の先生たちもおりますので、そういった事業を積極的に導入していきたいと考えております。

最後に5番になります。保護者・地域・関係機関等との連携です。こちらについては、幼保小の連携ということで入れさせていただいていますが、これも荒西指導主事が幼稚園・保育園、個々に回って、来年度、園長先生と小学校長との連絡協議会を設定する運びとなりました。

これを契機として、特に小学校1年生の段階で授業が落ち着かない状況というのが課題としてありましたので、そういったものがお互いの状況を理解し合いながら進められるように改善を図っていきたいと考えております。

大きな課題としては2点ここに上げさせていただきました。当然、平成28年度は学習指導要領が告示されますので、それに対するビジョンをどのように形成していくかというようなところを幅広い視点から模索していきたいと考えております。

また、具体的に「チーム学校」、「学校と地域の連携・協働」、「教員の資質能力の向上」という3本の答申が既に出ておりますので、これをどういった形で国立市に一番マッチする、合った形で進められるかということを検討して進めていきたいと考えております。

教育指導支援課からは、以上でございます。

○【是松教育長】 それでは、教育指導支援課事業についてご質問、ご意見等ございますでしょうか。高橋委員。

○【高橋委員】 教職員のメンタルヘルス対策の実施ということですが、具体的にはどのように考えていますか。

○【金子教育指導支援課長】 まず、各校の教員を早目にメンタル面でサポートできるように、各校で少人数のグループを編成しながら、研修にもつながってくるのですが、今回、答申のほうでメンター研修というのを、リーダー的な方が精神面も含めて先生方をサポートしていくというような方法がひとつあるのかなと。この辺が学校のほうで一番やりやすい形で、実際に具体性があるのかなと考え

ております。

もう一点は、福利厚生で、各校を巡回してくれるシステムがありますので、幾つかの小中学校で既に実施されております。個別に時間をとって不安のある先生方が専門家の話を聞き、自分の悩みを聞いていただくというようなシステムがありますので、全校積極的に導入するように働きかけていきたいと考えております。

以上でございます。

○【高橋委員】 そうですね。ひとりで抱え込まないうちに、今お話のあったメンター研修というのはとても有効だと思います。特に少人数で、自分の悩みを出せる、話せるという、そういう場があると非常にいいと思います。よろしくをお願いします。

○【是松教育長】 関連ですが、これは子どもを対象として配置されているのは重々承知しているのですが、スクールカウンセラーを活用できないのですか。

○【金子教育指導支援課長】 職務内容ということで、都からの派遣を受けているものですから、内容としては、子どもがかかわっての相談はできるのですが、本人の悩みというのは、両面あるとは思いますが、その辺、上手に活用しながら使っていければというようには考えております。

○【是松教育長】 学級経営が困難で、それに悩んでおられるというような場合は、その子どもの対応プラス先生が子どもに向き合うときの心理的な相談みたいなこともできるのではないかと思いますので、活用していただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。

城所委員。

○【城所委員】 質問です。2の4番です。先ほどの総合教育会議の中でも出ていましたが、中学生の学習支援の検討ということが書かれていますが、来年度検討されるのか、今の段階でどの程度検討されているのか、途中経過でもいいので教えていただければというのが一点です。

○【是松教育長】 金子教育指導支援課長。

○【金子教育指導支援課長】 総合教育会議でも話題になりましたので、今の時点では具体的にこうということではありません。幅広くさまざまな検討をしなくてはいけない内容がございますので、特に中学校は部活動との兼ね合いもありますので、そういった面で、そのまま小学校と同じような体制というのは厳しいなというのが一つあります。

また、学校自体を使うということも、子どもたちの管理をしていく上で、なかなか厳しい面もあるのかなと考えております。そういった心や体のちょうど難しい中学生の時期ですので、学校や関連機関と十分連携をとって、来年度話し合いを進め、具体化していきたいと考えております。

以上でございます。

○【是松教育長】 城所委員。

○【城所委員】 ありがとうございます。

公民館のほうでも学習支援をしているので、その辺の兼ね合い、関係等はあるのでしょうか。

○【是松教育長】 金子教育指導支援課長。

○【金子教育指導支援課長】 スクールソーシャルワーカーが窓口となっていただいて、既に公民館のほうで、学校に出づらいうちの子さんについては、学習を進める状況はできております。そういったものを適応指導教室につなげたり、どんな形で広げていったらいいのかということで、選択肢の一つとしては、そういう道もあるのですが、それはなかなか厳しい、学校に行けない、家庭でも学習が難し

いというお子さんに対しては開けております。

○【城所委員】 ありがとうございます。

○【是松教育長】 宮崎教育次長。

○【宮崎教育次長】 公民館での支援については、個別事案について有効であろうというケースを、関係機関と連携しながらご紹介して、参加していただいて、あくまでも教育指導支援課が行う場合については、もっとパイを広げて、全体として、一定の層を対象とするようなこともありますけれども、全体としてやっていくということについて、小学校がここで8校始まりますので、次の検討段階に入るといところでございます。

○【是松教育長】 よろしいでしょうか。

○【城所委員】 はい。

○【是松教育長】 よろしゅうございますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【是松教育長】 それでは、次に、生涯学習事業について、津田生涯学習課長。

○【津田生涯学習課長】 それでは、平成28年度生涯学習課の事業計画について説明いたします。まず、主要事業についてです。

(1) 社会教育推進への取り組みについてです。

第21期社会教育委員の会につきましては、諮問「生涯学習振興・推進計画に関わる基本施策の体系や重点施策等、そのあり方について」に関しまして、毎月10名の委員で討議しております。今季委員の任期が平成29年4月30日までのため、平成28年度は答申文案を作成してまいります。

②出前講座「わくわく塾くにたち」につきましては、現在、リクエスト講座を含む63講座で実施しております。講座内容の見直しなどを図り、平成28年度も継続実施してまいります。

③の文化芸術講演会は、引き続きNHKとの共催により実施してまいります。また、家庭教育講座は、第20期社会教育委員の会の答申「家庭教育支援の充実について」を受けての具体的な事業として、各家庭がそれぞれの家庭教育のあり方に自信を持つことを応援する学びの機会の充実、学習内容の充実を図る内容の講座を実施してまいりたいと考えております。

④です。指定管理者である、くにたち文化・スポーツ振興財団が、引き続き「くにたち市民芸術小ホール」、「くにたち郷土文化館」の管理運営をしてまいります。

(2)、①の文化財保護審議会につきましては、現行委員の任期が今年度末となっておりますので、3月の教育委員会定例会で委嘱に関する議案を提案していきたいと考えております。また、委嘱後、審議会を定期的に開催し、平成28年度も国立市の文化財指定登録に向けた審議をしてまいりたいと考えております。

②東京文化財ウィークにおける文化財の公開につきましては、例年同様10月後半から11月下旬に、谷保天満宮、滝乃川学園の本館、本田家住宅等の公開、あるいは関連講演会を実施してまいりたいと考えております。

③本田家所蔵資料悉皆調査です。本田家に関しては、国登録文化財の主屋、薬医門を初め、文化財は多数ありますが、引き続き関連資料等の調査を行い、文化財の価値を高めてまいりたいと考えております。

④につきましては、引き続き対応をしていきたいと考えております。

(3)、①の成人式についてです。例年同様、新たに新成人による成人式準備会メンバーを募集し、

平成 29 年 1 月 9 日の成人式の実施に向けて準備をしまいたいと考えております。

(4) 社会体育推進への取り組みについてです。スポーツ推進委員定例会を定期的に開催し、②の社会体育事業の企画内容を議論し、事業を実施してまいります。

③学校施設の開放につきましては、小学校の校庭、体育館、中学校の校庭、また、夏季のプール開放を引き続き行ってまいります。

④ですが、引き続き、くにたち文化・スポーツ振興財団が、くにたち市民総合体育館の管理運営をしままいります。

2、課題等についてです。

(1) 芸術小ホール・総合体育館の外壁改修工事への対応です。建築基準法の規定に基づく制度変更に伴い実施するものですが、特殊建築物である両施設の外壁調査を行い、調査の結果、改修が必要な場合は、その対応をすべく設計を行ってまいります。

(2) です。今年度導入する施設予約システムの運用に関しては、導入施設の管理・運営を行っている、くにたち文化・スポーツ振興財団と引き続き情報を密にし、課題が生じた際は適宜対処してまいりたいと考えております。

(3) です。第三中学校校庭に照明施設を今年度設置し、現在、学校の部活動を中心とした試験的な運用をしております。1月の教育委員会定例会で議案として条例案を提案し、可決いただき、今後開催されます平成 28 年第 1 回定例会で同条例案を提案し、可決いただいた後の運びとなりますが、平成 28 年度より夜間の校庭開放を本格的に実施してまいりたいと考えております。

(4) です。旧国立駅舎再築事業は、国立駅周辺整備事業として、国立駅周辺整備課が中心となり事業を進めておりますが、平成 28 年度には、旧国立駅舎を再築していくための基本設計、実施設計に着手していく予定となっております。旧国立駅舎は市の文化財指定を受けておりますので、引き続き文化財保護審議会に十分な情報提供、必要な協議をしままいります。

(5) です。「くにたちアートビエンナーレ 2017」の開催に向けて、現在、実施主体のくにたち文化・スポーツ振興財団が「くにたちアートビエンナーレ 2015」の成果を検証し、次回開催に向けた運営体制、実施計画等について議論しておる状況です。2017 年は、財団設立 30 周年、市制施行 50 周年の年でもあります。次回開催に向け、市も連携・協力していく体制を構築していきたいと考えております。

平成 28 年度もさまざまな事業を通じて、生涯学習が推進できる環境づくりを進めてまいりたいと考えております。

以上、生涯学習課の平成 28 年度事業計画となります。

○【是松教育長】 説明が終わりました。生涯学習課事業について、いかがでしょうか。

山口委員。

○【山口委員】 これは感想ですけれども、主要事業の(1)社会教育推進への取り組みの③、前回の社会教育委員の会の答申を踏まえて、家庭教育講座を2月20日にやられたということで、そういう形で進められているのはすばらしいなと思います。先ほどの総合教育会議の中でも、家庭も含めてみんなが力を合わせて、さまざまなことに対応をしていこうという話だったと思うので、こういう形は非常に有効なのではないかなと思います。

○【是松教育長】 それでは、よろしゅうございますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【是松教育長】 それでは、続いて、給食センター事業について、本多給食センター所長。

○【本多給食センター所長】 それでは、給食センターの平成 28 年度事業計画についてご説明させていただきます。

平成 28 年度の給食センターの主要施策としては、1 番の食の安全安心の確保については、これまでどおり食材の調達は、食品衛生法等の諸規制に適合し、基本的に国内産、さらに食品添加物、遺伝子組み換え、農薬の使用を極力抑えたものを使用し、地場野菜の取り入れを推進いたします。

放射能への対応は、引き続き毎日の提供給食の給食センターでの測定と、検査機関での測定を行います。

また、丁寧な洗浄を励行し、適切な栄養摂取を初め、多種の事項に配慮した献立により給食の充実を図り、食物アレルギーや食中毒による事故が生じないように、その対応と衛生管理の徹底を図ります。

2 番の食育の推進では、食に関する理解の促進のために、献立メモの内容の充実を図り、また、平成 28 年度においても可能な限り出前授業を実施していきます。

3 番の円滑な運営管理の実施では、引き続き給食費の徴収を徹底していきます。給食費会計についても、収支状況を見ながら適正な収支・運営に努めてまいります。

また、各種委員会の円滑な運営に努め、安全管理の徹底にも努めます。

さらに、施設設備の維持、改善では、第一給食センター給湯設備取りかえ工事並びに第一給食センター食缶洗浄機取りかえを行います。

平成 28 年度の課題としては 2 点上げております。

1 点目の給食センター更新計画の策定では、平成 27 年 2 月に給食センター更新計画に関する検討部会を立ち上げ、検討を進めていますが、3 月の国立市議会総務文教委員会にて進捗状況をご報告させていただきます。平成 28 年度以降もさらに内容を検討し、計画素案策定に向け進めてまいります。

2 点目が未納給食費の徴収で、過年度にわたる未納給食費の徴収の徹底につきましては、平成 28 年度も努めてまいりたいと思います。

以上が、平成 28 年度給食センターの事業計画でございます。

○【是松教育長】 それでは、給食センター事業についていかがでしょうか。

山口委員。

○【山口委員】 2 点ほどありまして、一つは、安全のところでは言われているのですが、アレルギーへの対応、事故等の対応、食中毒も含めて、これは毎年毎年意識を高めていくような形をしないと、ふっと抜けてしまうことがあるように思います。ここでも言われてはいるのですが、ぜひ連携しながらやっていただきたいと思います。

それから、もう一つ、どこに入っているのかわからないのですが、1 月 18 日の大雪のときに、食材がなかなか届かなかったということがありました。そういった危機管理対策のようなどころはありますか。ぜひそれは考えていただければと思います。

○【是松教育長】 いかがですか。

本多給食センター所長。

○【本多給食センター所長】 食物アレルギーの関係でございますが、ここに記されているとおりでございまして、国立市立小中学校食物アレルギー対応マニュアルが昨年 11 月に策定されまして、その対応マニュアルに基づきまして今後、学校と連携して進めてまいるところでございます。

具体的には、平成 28 年度から学校生活指導管理表のほうも情報提供として、学校と給食センター

が共有して、医師の知見に基づきます医学的根拠に基づくデータなども給食センターと学校で共有していくような形で現在進めているところでございます。

1月18日の雪に伴います食材の関係でございますけれども、これについては、前回お話したとおりで、業者につきましては、引き続きその辺の危機管理を徹底するような形で進めております。

基本的には、早目早目に情報収集を進めて、早い段階で対応を決める形で進めていきたいと考えております。

○【是松教育長】 よろしゅうございますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【是松教育長】 それでは、公民館事業について、石田公民館長。

○【石田公民館長】 それでは、公民館の平成28年度事業計画についてご説明いたします。

大きな1番です。公民館運営審議会の運営事業です。公民館の民主的な運営を図るため、公民館運営審議会において公民館事業の調査や審議が行われております。現在、第30期の公民館運営審議会によって、公民館長からの諮問「国立市公民館の事業評価のあり方について」を調査検討されております。8月末日までの検討となっておりますので、こちらのほうをサポートしてまいります。

大きな2番です。主催学習事業と会場提供事業です。公民館の主たる事業となります主催学習事業につきましては、以下の(1)から(4)までの案件を実施してまいります。

(1)平成25年10月から実施している自立に課題を抱える若者の社会参加支援事業を、4年目となる本年度も引き続き拡充してまいります。先ほどご質問にもございましたけれども、現在、主に外国にルーツを持つ中高生の支援で、さらに夜間に実施をしておりますので、若者のスタッフとともにこの事業を展開してまいります。

(2)若者支援では、教育指導支援課や適応指導教室、スクールソーシャルワーカー、それから、主催事業では一橋大学の大学院生講座など、また、日本語講座では市民グループのボランティア、その他市長部局の各課と連携した事業を展開してまいります。

(3)公民館の本来の目的である社会教育法にのっとった生活や地域の課題、それから、市民が求める現代的課題など、市民ニーズに沿った事業を積極的に企画してまいります。

(4)公民館での講座や交流会を通して、自主的な学びを地域に還元してまいります。そのために講座を終えた後の自主グループの誕生、仲間づくりなど、継続的な学びへの取り組みを促してまいります。

次に、大きな3、広報発行事業です。毎月発行している公民館広報、「くにたち公民館だより」が多くの市民に親しまれ、講座に参加できなかった市民の方の学習素材となるように、構成や内容を工夫してまいります。

また、公民館だよりの編集研究委員会や、市民からのご意見なども反映して、よりよい紙面づくりに努めてまいります。

ホームページや広報、掲示板などを活用して講座の周知を図ってまいります。

4、公民館の図書室運営事業です。限られた書架スペースを最大限利用して、主催講座に関連する書籍を配架してまいります。

また、市民活動の資料となる地域資料も図書館や郷土文化館と連携して整備をしております。

5、公民館の施設維持管理事業です。市民に広く利用される社会教育施設としての役割を果たすため、建物や付帯設備に不具合が生じることのないよう、維持管理に努めてまいります。

最後に、主な課題ということで、(1)、先ほど大きな1番でもお話しましたがけれども、公民館運営審議会が現在答申を行っております。8月末日まで委員からの答申が整うように検討・議論をサポートしてまいります。

(2)平成28年度は、東京都公民館連絡協議会の会長市を1年間担当するところでございます。公民館を中心とした活動が滞りなく円滑に運営されるよう、各市と連携して実施してまいります。

以上でございます。

○【是松教育長】 説明が終わりました。公民館事業についていかがでしょうか。よろしいですか。  
(「はい」と呼ぶ者あり)

○【是松教育長】 それでは、最後になります。図書館事業について、尾崎中央図書館長。

○【尾崎図書館長】 それでは、平成28年度の図書館の主要事業につきまして、課題を交えながら説明させていただきたいと思っております。

一つ目は、図書館協議会運営事業です。こちらのほうは、現在、第20期図書館協議会が発足いたしました。2年の活動があるのですが、平成28年10月には図書館のあり方についての提言を行い、また、翌11月には第21期協議会を発足する予定となっております。

二つ目としましては、資料貸出閲覧事業です。こちらのほうは、利用者の登録、貸出、返却、予約、相談受付等、日常業務のほか、市民の幅広い読書要求にこたえるために、選書、蔵書構成に努めるとともに、図書館システムによります図書館、公民館、郷土文化館3館の地域資料の活用を図ります。

平成28年度は新しく図書データを購入することとなりましたことに伴い、既存データの置きかえ作業を実施することとなっております。これにより、図書の検索ですとか購入に係る円滑な運用を行う予定です。

三つ目は、児童サービス事業です。今年度から小学生を対象としたお勧め本を紹介するブックリスト、こちらは平成21年につくって以来、7年ぶりに来年度、改訂する予定です。こちらのリストの内容が小学校の低学年、中学年、高学年に対しまして、各学年50冊程度のリストをアップしまして、そういった内容を盛り込んだリストを作成することにより、現在の小学生のニーズに合った情報を提供したいと思っております。

ブックマラソンは、昨年度より実施期間を年度末までに拡大したところなのですが、こちらは学校の読書月間との重複等により、参加者を通年維持することが難しいという課題があることが担当から出ておまして、今後、この実施期間ですとか、やり方、方向等の見直しを検討する必要があるということで、課題として上げさせていただいております。

四つ目はヤングアダルト事業です。中・高生を中心としますティーンズ世代に本の魅力を伝えるため、ヤングアダルトコーナー、YAコーナーを充実させたいと思っております。

また、10代のYAスタッフを募集し、講演会の企画、YAペーパーの発行などを行いたいと思っております。

五つ目の事業は、しょうがいしゃ等サービス事業です。こちらは継続事業となりますが、来年度からは、しょうがいしゃの方だけではなく、高齢者等の施設を訪問し、朗読等を行うサービスを開始したいと考えております。それに伴いまして、ボランティアさんの募集等の準備をしているところです。

6番目、ボランティアの募集及びその育成です。市民の方の参加を得まして、各種のボランティア活動を引き続き実施したいと思っておりますが、課題としましては、各種ボランティアさんの人数を維持していくことが課題としてありますので、計画的に追加募集ですとか、あとは研修等を行って、

活動の活性化と図書館サービスの向上を図っていく必要があるということで、課題として挙げさせていただいております。

七つ目は行事等の企画及び広報事業です。講演会のほか、各分室でのお楽しみ会、工作教室などを企画・実施するとともに、市報やホームページでその記事を掲載し、また、館報（いんぷおめーしょん）の発行を定期的に行いたいと考えております。

8番目、学校及び他機関との連携です。学校リサイクル図書を実施するなど市内小中学校の図書館との連携を深め、読書活動への支援に努めます。

また、市民の広域的な図書館利用を進めるため、現在、近隣の国分寺市、府中市、立川市との図書館相互利用を行っておりますが、こちらを継続し、また、市内の他機関、今ですとNHK学園の図書室などを開放していただいているなど、そうした連携も継続していきたいと思っております。

9番目、駅前の図書館機能についてです。現在、国立駅高架下への図書館機能について、国立駅周辺整備事業の担当課と連携を図りながら進めているところですが、いよいよ具体的なサービス内容を検討し、その準備を平成28年度は進めていきたいと思っております。

10番目、図書館雑誌における広告掲載事業です。これは、新たに実施、計画している事業なのですが、企業等に広告掲載を募りまして、図書館雑誌の提供をしていただくという、そういった事業を新たに実施する予定で、現在、要領等の制定に向けて準備しております。

11番目、無線LAN設置事業です。図書館設備の利用性の向上を図るために、中央図書館内、これは今、2階の集会室を予定しておりますけれども、こちらに無線LANを設置することを計画しております。

以上です。よろしくお願いたします。

○【是松教育長】 図書館事業について、いかがでしょうか。

山口委員。

○【山口委員】 一つは、学校の図書館との連携を今までもあったかと思えますけれども、どんどん進めていただければいいなというように思います。

それから、高齢者施設を訪問して朗読等のサービスを行うというのは、今までもやられていたような気がするのですが、ぜひ実施していただくといいなと思えます。

それから、質問ですが、10番目の新規事業についてですが、先ほどの説明だとよくわからなかったのですが、もう一度、具体的に説明をお願いします。

○【是松教育長】 尾崎中央図書館長。

○【尾崎図書館長】 図書館で、雑誌を閲覧していただいているところなのですが、済みません。委員さん、こちらを見ていただければよろしいでしょうか。

きょうご用意してあるのですが、雑誌にビニールのカバーをつけまして、ここに、通常は「一人1冊ご利用ください」というようなテロップを出しているだけなのですが、ここに、裏面に対しては全面に広告を入れさせていただき、表面のところは、こういった表紙なども雑誌にとりましては著作物の一部なので、全面というものは難しいものですから、部分的に企業等の宣伝、紹介を入れさせていただくことにより、この広告料を代金で払うのではなくて、この雑誌の代金そのものを契約書店のほうに払っていただくという仕組みをつくりたいということで計画しております。

これが図書館雑誌広告事業でございます。

○【山口委員】 反響はどうですか。

○【是松教育長】 尾崎中央図書館長。

○【尾崎図書館長】 今、要領をつくっておきまして、そちらのほうの決裁がとれますと、実際に募集ということで、ホームページ等で広告主を募集したいと思っております。

○【山口委員】 ありがとうございます。

○【是松教育長】 私のほうから一点、ボランティアの募集及び育成ですけれども、国立市の図書館運営というのは地域密着型というか、地域で育てていただく図書館という方向で進んでいるわけですが、そこで非常に重要なのが、地域の方々にさまざまなボランティア活動をお願いして図書館運営を支えていただくということです。今現在、どういうボランティアの種類があって、どのくらいのボランティアの方の登録があるのかということと、そういったボランティアの方々のグループ会議、定期的な会合みたいなことを図書館側でいろいろ支援しながらやっているのかどうか、その点を聞かせてください。

尾崎中央図書館長。

○【尾崎図書館長】 まず、ボランティアさんの種類ですけれども、緑化ボランティアさんですとか、配架のボランティアさん、しょうがいしゃサービス、そのほかに資料を届ける宅配サービス、YAスタッフもボランティアになっています。

研修につきましては、特に点字ですとか音訳につきましては研修が必要ということもありまして、平成 27 年度は 4 回研修を実施したのですが、来年度はその倍の 8 回を予定して、回数をふやしていきたいということと、技術の向上を図っていきたいということで予定をしております。

これらのボランティアさんが現在、登録者数は 180 名ぐらいおりまして、そういった方々に今まで支えられてきたということもあり、また、ボランティアさんによって、特にしょうがいしゃサービスの方などはご高齢になられているということもあり、新旧交代ではないのですけれども、次世代の方をまた養成していくという課題があります。そういった意味では、まず年度当初に募集をかけて、随時募集をかけていくということで考えております。

○【是松教育長】 ボランティア同士の交流会のようなものはないのですか。

尾崎図書館長。

○【尾崎図書館長】 まず、音訳者さんのサービスにつきましては、三者交流会といたしまして、利用者の方と、点訳・音訳をするボランティアさんと、事務局である図書館の職員とが三者で年度当初に会議といたしますか、交流会を設けています。それによって、利用者さんからの意見を吸い上げ、その中で出た意見等を生かせるものは生かすということで、年 1 回は設けているものでございます。

点訳・音訳のサービスの方については、定期的に月 1 回、図書館に集まっていただいて、打ち合わせ等を行っているということがあります。

YA スタッフなども月 1 回集まっています。

○【是松教育長】 ボランティアさん同士の交流も活発になれば、ボランティアさん同士でまたいろいろな発想が出てきて、こんなことも手伝おうじゃないかというようなことがあると思うのです。ボランティアさん自身がばらばらになっていると、ボランティア活動自体も意気消沈してしまうことがあると思うので、できるだけボランティアさんたちが活動しながら、自分たちも地域貢献をしているといった生きがい、達成感みたいなものを感じられるような運営なり支援を、図書館側でもしてあげないと難しいのではないかなと思います。ボランティアさん任せで「よろしくお願いします」ぐらいでは、だめなのではないかなと思います。よろしくお願いします。

ほかにかがでしょうか。

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)



○議題(12) 報告事項2) 市教委名義使用について(2件)

○【是松教育長】 それでは、次に移ります。報告事項2、市教委名義使用について、津田生涯学習課長。

○【津田生涯学習課長】 では、平成27年度1月分の教育委員会後援等名義使用についてです。お手元の資料のとおり、承認1件、不承認1件でございます。

まず、承認についてです。「憲法とわたしたち・連続講座」実行委員会主催の「『憲法とわたしたち連続講座』その46」です。今回は「第9条 戦争の放棄」をテーマに学習会を開催します。開催日は平成28年2月27日10時より、会場は公民館講座室です。参加費は、資料代500円になっております。

本件につきましては、教育委員会で審議をし、妥当と判断をいたしましたので、こちらの名義使用については承認をいたしました。

次に、不承認についてです。宮城復興支援センター主催の「国際交流&イングリッシュキャンプ」です。本事業は、子どもの国際交流、多文化理解、被災した子どもの心のケアなどを目的に、小学生を対象とした1泊2日の宿泊事業です。このキャンプの中で、英会話レッスンや野外イングリッシュアクティビティなどを行います。参加費は2万6,784円です。

また、実施日は、平成28年4月2日から8月26日までの間、計7回のキャンプを開催し、開催場所は、千葉県立君津亀山少年自然の家です。

教育委員会で審議をし、不承認と判断をした理由についてです。本事業は、生涯学習の観点から公益性があると認識されます。しかし、主催者団体が宮城県にあり、キャンプの実施場所も千葉県であり、特段、当市教育委員会との関係が密接である事業とは認められません。

したがって、国立市教育委員会後援等名義使用承認事務取扱要綱第4条第1号「委員会の名義使用にふさわしい事業であること」の要件を満たしていると言えないため、不承認と判断をいたしました。

以上、報告となります。

○【是松教育長】 報告が終わりました。ご意見、ご感想等ございますでしょうか。よろしいですか。山口委員。

○【山口委員】 不承認の件ですけれども、理由の中で、これは直接的に国立市とは遠い部分があり、何でうちに後援なのかというのがよく見えないし、経費を見ても、多分必要な実費負担になっているのだらうと思います。意図が見えにくい部分もあるので、慎重になさったのは賢明だったと思います。以上です。

○【是松教育長】 ありがとうございます。

○【嵐山委員】 不承認というのを初めて見ました。これは、営業活動という感じですね。国立市の教育委員会と関係がないので、不承認でいいと思います。

○【是松教育長】 ありがとうございます。

それではよろしゅうございますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)



○議題(13) 報告事項3) 要望書について(1件)

○【是松教育長】 それでは、報告事項3の要望書についてに移ります。

川島教育総務課長。

○【川島教育総務課長】 要望は1件です。子どもたちが主権者の社会科教育を求める会より、「『ドイツの政治教育3原則』を教育現場に普及・推奨するよう、文科省と都教委に対し意見書を、教育長会等から出して頂きたい等の要望書」をいただいております。

以上です。

○【是松教育長】 要望書につきまして、ご意見、ご感想はございますか。

前回、関連する要望書をいただいております、1の小松親次郎文科省初等中等教育局長通知のこの見解については、既に私も意見を述べたところです。

今回、2点目に「ポイテルスバッハ・コンセンサス」、ドイツの政治教育の三原則というものをぜひ教育現場に普及・推奨するように養成してほしいということがございますけれども、この三原則も、基本的には政治教育を行うに当たって、中立的な環境整備をした上で行わなければならないということについては、文科省の今回の局長通知とそんなに変わらないのではないかと思います。ただ、ここの中で一点変わるとすれば、ドイツの場合は、そういった政治的な中立性、あるいは対立する見解を平等に紹介した上で、教師が自分の政治的な見解を示すことがあっても構わないというのが少し特徴的なところで、どちらかというと、政治的中立の確保というよりも、確保した上での教員がどこまで自分の政治的な主義主張を生徒に伝えられるかというところの内容だと思えます。

ドイツは、ナチズム、反ナチズムや、反共主義等の政治論争の中で、こういった政治的教育の中立性というものについて、かなり議論をしてきて、ここに至っている国だと思っておりますし、国民の政治活動、政治思想に対する考え方の熟成の仕方も日本とは違っております。

いきなりこのドイツの思想を持ち込むことはできないと私は思っていますが、ただ、中立性を確保した上で政治教育をしていくという基本原則は、当然でございます。

この点については、初等中等教育局長の通知にもしっかりとうたい込まれていますが、教員が政治的主義主張をしないということについて今後どう扱っていくかは、政治教育の実践の中で検証しながら現場との協議を進めていく中で、文科省に新たに何らかのガイドラインなり指針なりをつくっていただくべきものだと私は思います。

そういった意味では、いきなり機械的にドイツ三原則をやれというわけにもいかないのではないかなというように思っているところでございます。

以上です。

○【高橋委員】 賛成です。

○【是松教育長】 山口委員。

○【山口委員】 前回に引き続きの話題ということで、日本中でこのことをいろいろ考えられているのだなと感じます。

政治といいますか、さまざまな社会の状況に関して、いろいろなことがあるのだということを子どもたち、我々も含めて見聞きし、考えていくことは非常に有効だろうと思えます。それはこの見解にも書いてあるとおりで、多様な見解があることを理解させることは必要で、そこに力点を置いてお

くことは必要なのかなと思います。

あとは、この三原則のところは今、教育長が言われたとおりだと思います。

以上でございます。

○【是松教育長】 城所委員。

○【城所委員】 私も山口委員と教育長がおっしゃったことにほぼ同意です。ドイツでは時代背景の捉え方等、いろいろ違うので、直輸入は無理だと思います。日本は日本の中でいろいろ議論をしていただいて、統一したものをつくっていただければいいと思います。

以上です。

○【是松教育長】 ありがとうございます。

よろしゅうございますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○【是松教育長】 それでは、秘密会以外の審議案件は全て終了いたしました。

ここで、次回の教育委員会の日程を決めておきます。いつになりますか。

宮崎教育次長。

○【宮崎教育次長】 次回の教育委員会の日程は、3月22日火曜日午後2時から、こちら教育委員室で予定してございます。

○【是松教育長】 それでは、次回の教育委員会は、3月22日火曜日午後2時から、会場は教育委員室といたします。

傍聴の皆様、大変お疲れさまでございました。

午後4時56分閉会